

※予防接種に欠かせない情報です（接種前に必ずお読みください）

## おたふくかぜワクチン接種説明書

\*おたふくかぜワクチンの接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。

この説明書をよく読み、予防接種による効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解したうえで接種をするかどうか判断してください。

### おたふくかぜとは

ムンプスウイルスに感染することで発症します。唾液を通じての飛沫感染や接触感染でうつります。周りに感染させる可能性がある期間は、症状が現れる6日前から、腫れが発現してほぼ5日を経過するまでです。中には感染しても症状がでない場合もあります。また、学校保健安全法により、耳下腺等の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまでは登園・登校は禁止とされています。

2～3週間の潜伏期の後、耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れと痛みを発症し、発熱を伴うことがあります。腫れは発症後1～3日がピークで、1週間ほどでよくなります。発熱は1～6日ほど続きます。

合併症としては、精巣炎、卵巣炎、腎炎、すい炎、髄膜炎、髄膜脳炎及び感音性難聴などがあります。感音性難聴はおたふくかぜの重要な合併症で、700～1,000人に1人程度の割合で片方の耳が聞こえなくなったり、まれに両耳が聞こえなくなったりします。治療法は特になく、ほとんどの場合聴力は元に戻りません。国内では、毎年子どもを中心に数十万～百万人がかかり、5,000人程度が入院していると報告されています。

### おたふくかぜワクチン

計2回の接種が推奨されています。日本小児科学会は、1回目を1歳になったら早めに、2回目を小学校入学前の1年間に接種することを推奨しています。

**※注意※ おたふくかぜにかかったことがあるお子さんは接種の必要はありません。**

### おたふくかぜワクチンの副反応

\*接種後10～14日後に「発熱」「耳下腺部等の腫れ」、接種部位の「腫れ」「赤み」が現れることがありますが、数日で回復します。接種後3週間前後にワクチン由来と考えられる「無菌性髄膜炎」が0.03～0.06%の頻度で発生するという報告があります。

\*その他、「アナフィラキシー様症状」「急性散在性脳脊髄炎」「難聴」「精巣炎」などが報告されています。



### 木古内町の接種助成対象

\*1回目・・・ 1歳過ぎ

\*2回目・・・ 5～7歳未満で、小学校就学の始期に達する1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間（小学校就学前の1年間）

※1回目と2回目の間は最低でも4週間以上間隔を空けて接種してください。

### **次のお子さんは接種を受けないでください**

- ①明らかに発熱しているお子さん（通常は37.5℃を超える場合）
- ②重い急性疾患にかかっているお子さん
- ③このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがあるお子さん
- ④免疫機能に異常のある疾患を有するお子さん及び、免疫抑制をきたす治療を受けているお子さん
- ⑤その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれたお子さん

### **次のお子さんは接種前に医師にご相談ください**

- ①心臓系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のあるお子さん
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられたお子さん
- ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがあるお子さん
- ④過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全の者がいるお子さん
- ⑤このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのあるお子さん

### **接種後の注意**

- ①接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後4週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④このワクチンの接種後、違う種類の注射生ワクチンを接種する場合は、27日間以上の間隔をあける必要があります。不活化ワクチンや経口生ワクチン接種を行うまでの間隔に制限はありません。
- ⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑥接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

### **健康被害救済制度について**

任意の接種により健康被害が生じた場合は、「木古内町予防接種事故災害補償規程」や「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」により救済を受けられる場合があります。詳細についてや給付申請の必要が生じた場合は医師や木古内町保健福祉課保健推進グループ（健康管理センター：01392-2-2122）までお問い合わせください。